

応用生態工学研究会活動指針

1998年10月31日第2回総会決議

研究会は、会員の国籍、性別、年齢、公私、信条、職業などにかかわりなく、会員を平等に扱う。学生会員は、会費および総会での議決権を除けば正会員と同等に扱われる。

研究会は個人としての参加が原則である。法人の賛助会員は、本会の事業を法人として賛助するものである。

研究会は、常に研究の質を高め、会員相互の自由で平等な研鑽の場を作るよう努力する。常に会員に対して研究成果と研究活動についての情報を公開するとともに、社会に対してもこれらの情報の開示と提供に努める。

発足趣意書にある「人と生物の共存」、「生物多様性の保全」、「健全な生態系の持続」を目標とする研究活動を奨励する。

研究会の行う、研究活動、普及活動などの事業は、自主的で、かつその成果などが公開されることを原則とする。また、それらの活動は、社会的公正と本会の発足趣意書、規約に反するものであってはならない。また、会員は、個人として、発足趣意書、研究会規約およびこの活動方針に基づき、応用生態工学の研究活動を積極的に展開することが求められる。

事業の受託にあたっては、研究会の独立性と事業の科学的信頼性を確保するように努める。その研究成果は、公開を原則とする。

研究会は、個人、法人を問わず、知的所有権を尊重するとともに、研究によって得られた成果の速やかな公開によって、応用生態工学とその関連分野の発展と普及を促進する。

研究会は、応用生態工学およびその関連分野の法人、組織などの、理論及び技術レベルの向上を目指し、それらの正当な評価が確立されるように努める。

研究会の各種の活動については、中・長期の目標を設定し、かつ本指針にもとづき、達成度、公開性などについて、自己点検を行う。

5か年計画について

1998年10月の理事会、総会で承認が得られた場合には、直ちに各委員会を結成し、1999年3月に開催予定の幹事会、理事会に原案を提出する。

また、5ヶ年計画についての会員の意向を聞くために、早急に下記の各委員会、分科会の方向性についてのアンケートを実施する。

上記の指針に基づき、5年後の目標を設置し、その達成計画を立案するために下記の委員会を設ける。

1. 研究会会誌の発行『編集委員会』(既存組織)

担当理事:山岸、担当幹事:北村、編集長:竹門

2. 応用生態工学に関する講習会、現地見学会『普及委員会』(新設、講座・セミナーなどを担当)

担当幹事:鶴谷、谷田

3. 応用生態工学に関する国内外の調査研究、及び国際的学術交流『交流委員会』(分野間交流、業種間交流、国際交流を担当)

担当幹事:辻本、角野

4. 調査・研究活動、受託事業『研究開発委員会』(自主的研究事業、受託事業などを担当)

担当幹事:中村、江崎、北村

5. 調査・研究活動に関する技術援助『技術検討委員会』(理論、技術レベルの向上と評価)

担当幹事:

6. 学術講演会、研究会、シンポジウム『大会開催運営委員会』(年次大会などの開催と運営)

担当幹事:谷田

7. 幹事会(既存組織)

日本学術会議の学術研究団体としての登録をめざし、さらには法人化(社団あるいは財団)へのステップを探る。

委員会あるいは分科会の自己評価について検討し、それを理事会に諮る。

この活動指針及び各委員会の設置については、1998年10月31日に開催された、第5回理事会およびその直後の第2回総会において承認決議された。また、次回(第6回)理事会は、1999年3月13日(土)13:30より開催と決まった。